

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西原村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県西原村長

公表日

平成29年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、給付、レセプト管理等を行っている。 特定個人情報を以下の業務で取扱う。 ①証関係（保険証、限度額、減額認定証）の発行、送付 ②保険給付、資格管理
③システムの名称	国民健康保システム、宛名管理システム、口座システム、国民健康保険税システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル 5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第7号 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25, 26条) <情報提供事務> ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1, 2, 3, 4, 5, 8, 19, 20, 25, 33, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 46, 49, 53条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生課
②所属長	保健衛生課長 藤吉 昌也
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西原村役場 企画商工課 〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259 電話 096-279-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西原村役場 企画商工課 〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259 電話 096-279-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年7月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年7月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	住民課長 西山 春作	住民課長 藤吉 昌也	事後	
平成29年5月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保システム、宛名管理システム、口座システム、国民健康保険税システム、中間サーバー	国民健康保システム、宛名管理システム、口座システム、国民健康保険税システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年5月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	事前	
平成29年5月1日	I 3. 個人情報の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16, 30項 市町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付陰組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	
平成29年5月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p><情報照会事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第19条第7項 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項</p> <p><情報提供事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第19条第7項 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項</p>	<p><情報照会事務> 番号法第19条第7項 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25, 26条)</p> <p><情報提供事務> ・番号法第19条第7項 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1, 2, 3, 4, 5, 8, 19, 20, 25, 33, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 46, 49, 53条)</p>	事後	
平成29年5月31日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル 5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事前	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年9月1日	平成29年5月31日	事前	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月1日	平成29年5月31日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ①所属	住民課	保健衛生課	事後	
平成29年7月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	住民課長 藤吉 昌也	保健衛生課長 藤吉 昌也	事後	
平成29年7月3日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	平成29年5月31日	平成29年7月3日	事後	
平成29年7月3日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数	平成29年5月31日	平成29年7月3日	事後	
平成29年9月25日	I 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携	<p><情報照会事務> 番号法第19条第7項 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25, 26条)</p> <p><情報提供事務> ・番号法第19条第7項 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1, 2, 3, 4, 5, 8, 19, 20, 25, 33, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 46, 49, 53条)</p>	<p><情報照会事務> 番号法第19条第7号 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25, 26条)</p> <p><情報提供事務> ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1, 2, 3, 4, 5, 8, 19, 20, 25, 33, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 46, 49, 53条)</p>	事後	